

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		低炭素建築物新築等計画の認定
根拠条例・規則等名		都市の低炭素化の促進に関する法律
条 項		第 5 3 条
所 管 部 課		建設局北部建設事務所建築審査課（電話：048-646-3242） 建設局南部建設事務所建築審査課（電話：048-840-6242）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・法第 5 4 条
	設定等年月日	平成 24 年 12 月 4 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	・ 1 4 日（登録住宅性能評価機関の交付する「適合証」等及び建築確認済証（写し）のある一戸建ての住宅に限る。） ・ 未設定（申請物件ごとに規模や構造等が違うため標準処理期間を設定することは困難）
	設定等年月日	平成 24 年 12 月 4 日設定 年 月 日最終改正
備 考		